

ID: 33

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	受給者の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市奨学金給付規則 第8条		
例 規 番 号	平成4年教育委員会規則第2号		
【根拠条文】 (受給者の決定) 第8条 教育委員会は、前条の報告に基づき、予算の範囲内で受給者を決定し、その結果を直接又は申請者が在学する学校長を経由して申請者に通知する。			
【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (資格) 第2条 奨学金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)、特別支援学校の高等部又は同法第134条に規定する各種学校のうち、芦屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認める学校の高等部に在学していること。ただし、各学校に在学している期間は、正規の修業年限を超えていないこととし、定時制及び通信制の学校については、4年を超えていないこととする。 (2) 申請者の生計を維持する者が市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、高等学校の定時制に在学している者(独立の生計を営んでいる者に限る。)又は教育委員会が特に必要と認めた者については、市内に居住していることをもって足りる。 (3) 経済的理由により修学困難な状況にあること。 (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。 2 前項の規定にかかわらず、兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱又は当該年度の兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく高校生等奨学給付金制度の対象となる学校に在学し、市町村民税所得割額が非課税である世帯に属する者は奨学金の給付を受けることができない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日